

Tokyo被害者支援ノート



犯罪などの被害にあうと、
からだやこころを傷つけられるだけでなく、
捜査や裁判のこと、お金のことなど、
さまざまな問題を抱え、
いつもどおりの生活を送ることが
難しくなってしまふことがあります。



“自分や家族だけで抱えないで、ご相談ください”

東京都の取組

- 東京都は、犯罪被害にあわれた方とそのご家族・ご遺族への支援の取組を、社会全体でより一層進めていくため、「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定しました。
- 犯罪等により受けた被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるよう、東京都、区市町村、民間団体等と連携し、さまざまな支援を実施しています。

東京都犯罪被害者等支援条例はこちら ▶



目次

被害にあった方へ	1
このノートの使い方	2
まずはご相談ください	3
被害にあったときの記録	7
被害にあって困っていること	9
支援する人や窓口の記録	15
くらしや家のことの記録	17
からだやこころのことの記録	21
捜査や裁判などの記録	25
利用できる窓口や制度	33

被害にあった方へ

- 被害にあうと大きなショックを受け、自分や家族のからだやこころにさまざまな反応があらわれることがあります。これはおかしいことではありません。被害にあった多くの方に起きていることです。
- 日常生活においても、さまざまな変化があらわれることがあります。
- こうしたことによる不安や問題を、自分や家族だけで抱えたり解決したりすることはとても大変です。

【被害にあったことであらわれるさまざまな変化】

からだの反応

- ☑ 眠れない
- ☑ 食欲が出ない
- ☑ 息が苦しくなる
- ☑ だるくて疲れやすい …… など

こころの反応 考え方の変化

- ☑ 被害の場面を思い出してしまう
- ☑ 小さな物音でもおどろいてしまう
- ☑ 気持ちが不安定になる
- ☑ 自分を責めてしまう …… など

日常生活の変化

- ☑ 経済的な負担が増えた
- ☑ 引越しなければならなくなる
- ☑ 家事や育児、介護などができなくなった
- ☑ マスコミ対応に困っている …… など

捜査や裁判 加害者の言葉や態度

- ☑ 法律や裁判のことがわからない
- ☑ 警察や検察による事情聴取が不安
- ☑ 弁護士に手伝ってほしいがお金が心配
- ☑ 加害者への対応に困っている …… など

早めに不安や問題に気づき、相談し、
対応していくことが大切です。

このノートの使い方

1

- はじめから順番に書いていく必要はありません。また、すべての内容を埋めて書く必要もありません。**書けるところから少しずつ**でも書いてみましょう。
- 自分で書いていくことが難しい場合は、**あなたを支援する人と一緒に**書いていきましょう。

2

- 被害にあったことでさまざまな困りごとが出てきます。あなたの利用できる制度や相談窓口はいろいろあります。
- まずはこのノートで**困っていることを整理**してみましょう。そしてノートに書いてある窓口などに相談してみましょう。

3

- 支援にはさまざまな機関が関わることとなります。これまでどのような支援を受けたのかを聞かれることがあります。
- いつ、だれと、どのようなやり取りをしたのか、**今後何をしなければならぬのか**を、このノートに書いていきましょう。

4

- あなたの大切な**プライバシー**がもれるリスクがあります。
- このノートをなくさないように気をつけましょう。むやみに人に見せないようにしましょう。

5

- このノートに書ききれない場合は、別のノートなどに書きましょう。
- **受け取った資料もこのノートと一緒に保管**しておきましょう。



被害にあったときに相談できる専門の窓口があります
まずはご相談ください≪相談は無料です≫



犯罪被害全般に関すること

犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口 (公益社団法人被害者支援都民センターと協働で設置)



- 東京都は、東京都公安委員会指定の「犯罪被害者等早期援助団体」である被害者支援都民センターと協働で相談窓口を設置しています。
- ここでは、次の相談・支援を行っています。見舞金の支給や転居費用の助成（5ページ）のご相談もこちらです。

- ◆電話相談 犯罪被害者支援を専門とする相談員が、電話で相談を受け付けています。
- ◆面接相談 電話相談のあと必要に応じて相談員が直接お会いし、相談に応じます。また、相談内容によって、警察署・検察庁・裁判所等への付添い、精神科医・公認心理師等によるカウンセリングなどを行っています。
- ◆自助グループへの支援 同じような犯罪被害にあったご遺族が交流できる場所を提供しています。

受付時間	(月・木・金) 9:30 ~ 17:30 (火・水) 9:30 ~ 19:00
電話番号	03-3222-9050 042-506-1042 (多摩支所)

性犯罪・性暴力に関すること

東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター <性暴力救援ダイヤル NaNa >



(特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京 サーク (SARC 東京) と協働で設置)

- 東京都は、性被害の専門相談窓口として、民間支援団体（SARC 東京）と協働で相談窓口を設置しています。
- ここでは、次の相談・支援を行っています。警察への被害届についてもご相談ください。

- ◆電話相談 24 時間 365 日、電話による相談を受け付けています。また、相談内容によって、産婦人科や精神科等の医療機関の紹介、警察・医療機関等への付添いを行っています。
- ◆面接相談 電話相談のあと必要に応じて支援員が直接お会いし、相談に応じます。また、相談内容によって、精神科医・公認心理師等によるカウンセリングなどを行っています。

受付時間	24 時間 365 日
------	-------------

電話番号	<small>はやくワンストップ</small> #8891 (全国共通フリーダイヤル) または 0120-8891-77 (NTT ひかり電話の場合) 性暴力救援ダイヤル NaNa 03-5577-3899
------	---

子供・保護者専用性被害相談ホットライン

☎ 0120-333-891 (無料・東京都内から発信するとき)

☎ 03-6811-0850 (有料・東京都外から発信するとき)

LINE 相談「性被害相談窓口」

相談時間 月・水・金・土 (祝日・年末年始を除く) 16:00 ~ 21:00

※受付時間 20:30 まで

LINE アカウント 「相談ほっとLINE @東京」※ご利用には友達登録が必要です。



その他の主な相談窓口

33 ~ 45 ページ
「利用できる窓口や制度」も
ご覧ください。



捜査・安全確保などに関すること

- 被害、その捜査や身の安全、犯罪被害給付制度に関すること

👉 **事件を担当する警察署**に連絡しましょう



法律・裁判手続に関すること

- 弁護士に相談したいとき (被害者支援に精通した弁護士が対応します)

👉 **弁護士会犯罪被害者支援センター (03-3581-6666)**
(犯罪被害に関する相談) ※弁護士が直接対応します



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同で設置する電話相談窓口です。電話相談のあと必要に応じて面接相談(最大1時間30分まで無料)も行っています。

👉 **法テラスの犯罪被害者支援ダイヤル (0120-079714)**

IP電話からは **03-6745-5601**

なくさないよ



法テラス (日本司法支援センター) は、国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内を行うところです。

日常生活に関すること

- 被害によって生じた生活の困りごとを相談したいとき

👉 **お住まいの区市町村**に相談しましょう

各区市町村には、被害にあったことで生じるさまざまな生活の困りごとに関する相談を受け付ける「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」があります。区市町村によって窓口の名称や担当部署は異なりますので、お住まいの区市町村の総合的対応窓口を探してください。

≪区市町村の総合的対応窓口≫

二次元コードからアクセスし、「区市町村総合的対応窓口一覧」をクリックしてください。



【東京都の犯罪被害者等のための主な支援制度】

見舞金の支給	
<p>犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。</p> <p>●遺族見舞金 30万円 ●重傷病見舞金 10万円</p> 	
<ul style="list-style-type: none"> ●殺人、傷害などの犯罪（過失を除く）により被害を受けた方の遺族、重傷病となった都民 ●重傷病の場合、医療機関における治療に1か月以上かつ入院3日以上 ●犯罪発生の日から1年以内に東京都に申し出た 	
問合せ先	<p>犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口</p> <p>03-3222-9050 042-506-1042（多摩支所）</p>
転居費用の助成	
<p>犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。※引越し業者などへの支払い後に申請できます。</p> <p>●転居等の実費のうち最大30万円まで</p> 	
<ul style="list-style-type: none"> ●殺人、傷害、性犯罪などの犯罪により被害を受けた都民、同居していた遺族 ●自宅や自宅付近で被害を受け、自宅に住み続けることが困難になった ●犯罪発生の日から1年以内に東京都に申し出た <p>※不同意わいせつ罪、不同意性交等罪、監護者わいせつ及び監護者性交等罪等の性犯罪被害の場合は、被害場所に関わらず対象になります（都内に限る）。</p>	
問合せ先	<p>犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口</p> <p>03-3222-9050 042-506-1042（多摩支所）</p>
無料法律相談	
<p>犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士が直接電話に應對し、その後、必要に応じて面接による相談ができます。</p> <p>●面接相談：最大1時間30分まで無料</p> 	
<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害 ●犯罪被害を受けた都民やその親族 ●都内で発生した犯罪による被害を受けた都内在勤または在学の方やその親族 	
問合せ先	<p>03-3581-6666（弁護士会犯罪被害者支援センター）</p> <p>※制度について 03-5388-2589（東京都総務局被害者支援連携担当）</p>
被害者参加制度における弁護士費用の助成	
<p>刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に、弁護士費用（着手金）を助成します。 ※弁護士への支払い後に申請できます。</p> <p>●弁護士費用（着手金）のうち最大10万円まで</p> 	
<ul style="list-style-type: none"> ●令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害 ●都内で発生した犯罪（過失を除く）による被害を受けた都民やその親族で、被害者参加制度の許可を受けている方 ●国選被害者参加制度に該当せず、東京都が定める資力要件を満たしている 	
問合せ先	<p>03-3581-6666（弁護士会犯罪被害者支援センター）</p> <p>※制度について 03-5388-2589（東京都総務局被害者支援連携担当）</p>

 ✖

被害にあったときの記録

- 警察や検察の捜査（事情聴取）、弁護士への相談、行政窓口（区市町村など）の手続などで、被害にあったときのことを聞かれることがあります。
- 事情聴取では被害状況などを直接説明しなければなりません。支援を受ける行政窓口などで聞かれたときには、この記録を見せることもできます。

被害の状況

事件・事故の発生日時

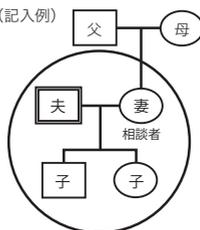
年 月 日 () 午前・午後 時 分頃

- 殺人 殺人未遂 暴行傷害 性犯罪・性暴力
交通死亡事故 交通事故（死亡を除く） その他（ ）

家族構成図（ジェノグラム）

支援者と一緒に記録してみましょう

（記入例）



※書き方

- ・記号を使って書きましょう。
- ：男性 ○：女性
- ：被害にあわれた方
- ・同居している範囲を「線」で囲みます。
- ・できれば年齢も書きましょう。



 ✖

被害にあって困っていること

- あなたが困っていることにいち早く気づき、支援する人や窓口に伝えていくことで、必要な支援につながっていきます。
- 気づいたときやわかったときで大丈夫ですので、困っていることをチェックしたり、書き出したりして、整理してみましょう。

くらしや家のこと

17ページ・35ページへ

《お金・家計》

- 収入が減って不安
- 急な出費があって生活が苦しい
- 家賃が支払えない
- 保険の手続がわからない
- 給付金や見舞金について知りたい

《暮らし・生活》

- 行政機関でどのような手続が必要かわからない
- 家事ができない
- 介護サービスを使いたい
- 育児に不安がある
- 一時的な子供の預け先がほしい
- 外出できない

《しごと・学校》

- 仕事・学校に行くのがつらい
- 不登校になった
- 転校・転園したい
- 退職した
- 刑事手続に行くための休みが取れない

《住まい》

- 自宅に帰れない
- 一時的に別の場所で泊まりたい
- 引っ越したい
- 住所を知られたくない

《その他》

- マスコミ・報道で困っている
- インターネット・SNSでの誹謗中傷で困っている

 メモ

- 眠れない
- 食事がとれない
- お腹や頭が痛い
- 持病が悪くなった
- 呼吸が苦しくなる
- 気分が落ち込む
- 自分を責めてしまう
- 恐怖感や不安感がある
- 何もする気になれない
- 少しの物音でもおどろいて反応してしまう
- 周りの人のことが信じられない
- からだやこころのことについて専門家と話をしてみたい／話を聴いても
らいたい

≪ 法律や手続 ≫

- 法律関係のことについて知りたい
- 被害者支援に詳しい弁護士に相談したい
- 刑事手続のことがわからない
- 警察署・検察庁・裁判所などに付き添ってほしい
- 損害を賠償してほしい

≪ 警察・検察 ≫

- 警察に相談しようかどうか迷っている
- 加害者を処罰したい
- 捜査の状況を知りたい
- 警察や検察による事情聴取などが不安
- 検察庁の被害者等通知制度を知りたい

≪ 刑事裁判 ≫

- 裁判で何ができるか知りたい
- 裁判で自分の気持ちや意見を言いたい
- 被害者参加制度を利用したい
- 裁判の結果を知りたい
- 損害賠償命令制度を利用したい

≪ 加害者対応 ≫

- 加害者からの接触がこわい
- 加害者（加害者の弁護士、保険会社など）への対応に困っている
- 示談の申入れにどのように対応すべきかわからない
- 自分が犯した事件の影響を加害者に知ってほしい
- 加害者がいつ社会に戻ってくるのか（保釈、出所など）を知りたい

 メモ

支援する人や窓口の記録

- 被害にあったあとは、いろいろな場所でさまざまな方と関わることになります。また、電話などでやり取りすることも多くあります。
- 支援する人や窓口の名前や連絡先について、書いておきましょう。

	機関名・部署名	担当者名	連絡先	年月日
支援団体 〔都民センター〕 SARC 東京 〔その他団体〕				
被害者の 弁護士				
警察署 警視庁				
	警視庁犯罪被害者支援室			
検察庁				
裁判所				

	機関名・部署名	担当者名	連絡先	年月日
行政機関 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 区市町村 東京都 保健所 児童相談所 学校 社会福祉 協議会 など </div>	区市町村総合的対応窓口			
医療機関				
被害者団体 自助グループ				
その他				

くらしや家のことの記録

- 被害にあったあとも日常生活は続きますが、時期や家族構成によって、必要な手続や制度、その相談先や窓口もさまざまです。
- いつ、どこで、どのようなやり取りや手続をしたのか、今後何をしなければならぬのか、記録ページに書いていきましょう。

お金 家計

被害にあうと、思いもよらない支出の増加、休職・退職による収入の減少により、生活が苦しくなることがあります。

- 東京都による見舞金給付をはじめとした経済的支援、警察による犯罪被害給付制度があります。
- また、区市町村などでは、各種手当、年金、貸付金、保険などの制度もあります。

くらし 生活

家事、育児、介護など、生活においてもこれまでどおりにできなくなる場合があります。

- 区市町村や地域の社会福祉協議会などで、さまざまな生活支援サービスを受けることができます。

しごと 学校

被害にあったことによる精神的なショック、通院、捜査や裁判の対応などにより、仕事になかなか戻れない、仕事をやめる、学校に通うことがつらい、といった状況になってしまうことがあります。

- 職場によっては被害回復のための休暇制度があります。また、再び仕事をしたいときは就職先について相談する窓口もあります。
- 学校のことは、通っている学校（担任の先生、スクールカウンセラー、保健室の先生）や教育委員会に早めに相談しましょう。

住まい

ご自宅やその近くで被害にあうと、そのまま自宅に住み続けられなくなる場合があります。

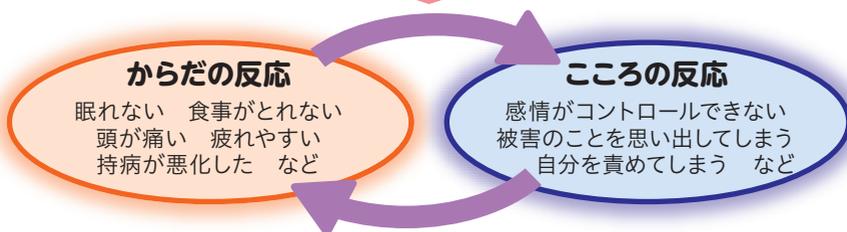
- 一時的にホテルなどに泊まったり別の住居へ引っ越ししたりする場合の費用について、支援を受けることができます。

※経済的支援や生活支援サービスを受けるためには、それぞれの制度ごとに条件があります。詳しくは、33～45ページをご確認ください。

からだやこころのことの記録

- 被害によって、命をうばわれたりからだを傷つけられたりするだけでなく、からだやこころの様子が変わってしまうこともあります。
- このような状態から回復していくため、医療機関による治療、専門的なカウンセリングなど、さまざまな場所でケアを受けることができます。どこで受けたらいいかわからない場合は支援する人に相談しましょう。
- いつ、どこで、どのような治療やカウンセリングを受けたのか、そして、今後何をしなければならないのか、記録ページに書いていきましょう。

被害によって 命をうばわれる・からだを傷つけられる



被害者等支援の専門窓口

(東京都総合相談窓口、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター)

- 被害者支援を専門とした相談員に、さまざまな不安や問題などを相談することができます。
- 必要に応じて、精神科医や公認心理師等による専門的なカウンセリングを無料で受けることもできます。
- 性被害にあった場合は、医療費・カウンセリング費用の助成制度を利用できる場合もあります。

地域の医療機関・病院

- からだの調子が悪い状態が続くときは、かかりつけ医に相談しましょう。
- 治療を受けたときは医療費の助成制度を利用できる場合もあります。

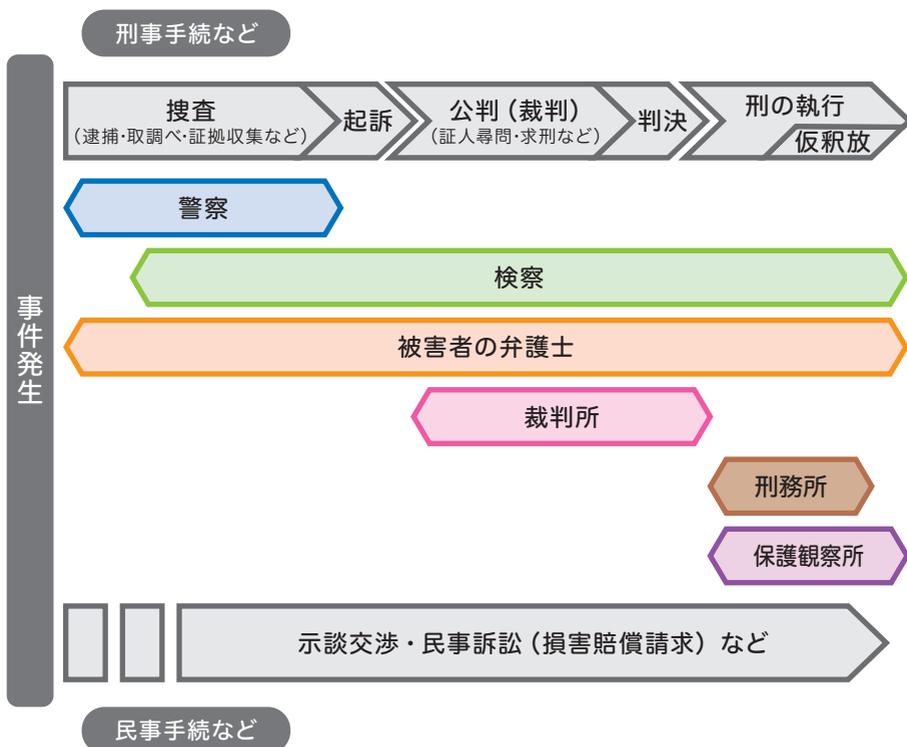
地域の保健所・保健センター

- お住まいの地域の保健所・保健センターで、こころの相談、精神保健相談ができます。こちらは無料で相談できます。

捜査や裁判などの記録

- 被害にあったあとは、捜査や裁判などの刑事手続をはじめ、さまざまな手続があり、聞きなれない難しい言葉も多く出てきます。
- できれば、支援する人や被害者支援に精通した弁護士などと一緒に、手続の流れや内容を確認しながら進めましょう。わからないことがあれば、警察官、検察官などにも聞いてみましょう。
- いつ、どこで、どのようなやり取りや手続をしたのか、今後何をしなければならないのか、記録ページに書いていきましょう。

【事件発生後の一般的な流れ】



※各機関が行うこと・被害者が利用できる主な制度は、26・27ページや各機関が被害にあった方のために作成したリーフレット（二次元コードからアクセスできます）を見てみましょう。

【各機関が行うこと・被害者が利用できる主な制度】

警察

- 警察官は、犯罪に関する捜査を行い、必要な場合には被疑者（加害者）を逮捕して、48時間以内に書類や証拠品とともに身柄を警察官に送ります（送致）。
- 犯人が逮捕されていないために身の危険を感じるなどとは警察に相談しましょう。

【利用できる主な制度】

 被害者連絡制度

-  被害にあわれた方へ（身体犯用被害者の手引）
-  交通事故にあわれた方へ（交通事故用被害者の手引）
（警視庁ホームページ）



検察

- 検察官は、警察から送致された事件の捜査において必要と判断した場合、被疑者の勾留（拘束）を裁判官に請求します。勾留するかどうかは裁判官が決めます。
- その後、警察と協力して捜査を行い、集めた証拠に基づき、裁判を求めるかどうか（起訴・不起訴）を決めます。なお、裁判は、公開の法廷（公判）で行われる場合と書面のみで行われる場合があります。
- 少年事件は原則全件家庭裁判所に送致されます。その後、家庭裁判所の判断により、少年審判が開かれることがあります。
- 心神喪失などを理由として不起訴処分とし、又は無罪等が確定した者について医療観察法の審判を申し立てる場合もあります。
- 裁判のことなどでわからないことがあったら、検察官に相談しましょう。

【利用できる主な制度】

 被害者等通知制度

-  犯罪被害者の方々へ（検察庁（法務省）ホームページ）



被害者の 弁護士

- 弁護士は、法律問題に関するさまざまなサポートを行います。
- 特に捜査や裁判においては難しい手続きが多くあります。できるだけ早い時期に弁護士に相談すると負担は少なくなります。
- 弁護士に無料で相談できる制度があります。

【弁護士に依頼できることの例】

-  被害届や告訴状の提出に関する相談
-  捜査や裁判の手續に関する相談・サポート
-  マスコミ・報道などへの対応
-  加害者や加害者の弁護士からの示談申入れへの対応
-  損害賠償に関する対応

-  犯罪被害にあわれた方へ（弁護士会の法律相談センターホームページ）



裁判 (公判)

- 検察官が公判請求した場合は、裁判所で、被告人（起訴後の加害者）の刑罰を決めるための公判手続が行われます。この公判手続は1回だけでなく複数回にわたって開かれることがあります。
- 犯罪の種類によっては、一般の方から選ばれた裁判員が裁判官と有罪・無罪や刑の重さを決める「裁判員裁判」になります。
- 公判で被害者が利用できる制度については、検察官や被害者の弁護士に相談しましょう。
- 公判の最後に、裁判所から「判決」を言い渡されます。検察官や被告人は、この判決に不服がある場合、一つ上の裁判所にもう一度判断を求めることができます（控訴審、上告審）。

【利用できる主な制度】

- ☞ 被害者参加制度
- ☞ 心情についての意見陳述制度
- ☞ 損害賠償命令制度

📖 犯罪によって被害を受けた方へ（裁判所ホームページ）



矯正

- 加害者は判決（少年事件の場合は、少年に対する保護処分）により刑務所や少年院に収容されることがあります。
- 判決（少年事件の場合は、少年に対する保護処分）後に加害者に関することで被害者が利用できる制度には以下のようなものがあります。矯正管区、矯正施設（刑務所、少年院又は少年鑑別所）に相談しましょう。

【利用できる主な制度】

- ☞ 刑の執行段階等における被害者等の心情等聴取・伝達制度
- ☞ 被害者等通知制度（少年事件の場合）

📖 矯正における犯罪被害者等の方々のための制度（矯正（法務省）ホームページ）



保護 観察

- 加害者が刑期終了より前に刑務所等から仮釈放（少年の場合は仮退院）された場合や裁判所で保護観察付執行猶予の判決（少年の場合は保護観察の決定）等を受けた場合には、「保護観察」が行われます。
- 判決等の後に加害者に関することで、被害者が利用できる制度には以下のようなものがあります。地方更生保護委員会（加害者が受刑等している場合）又は保護観察所（加害者が保護観察を受けている場合）に相談しましょう。

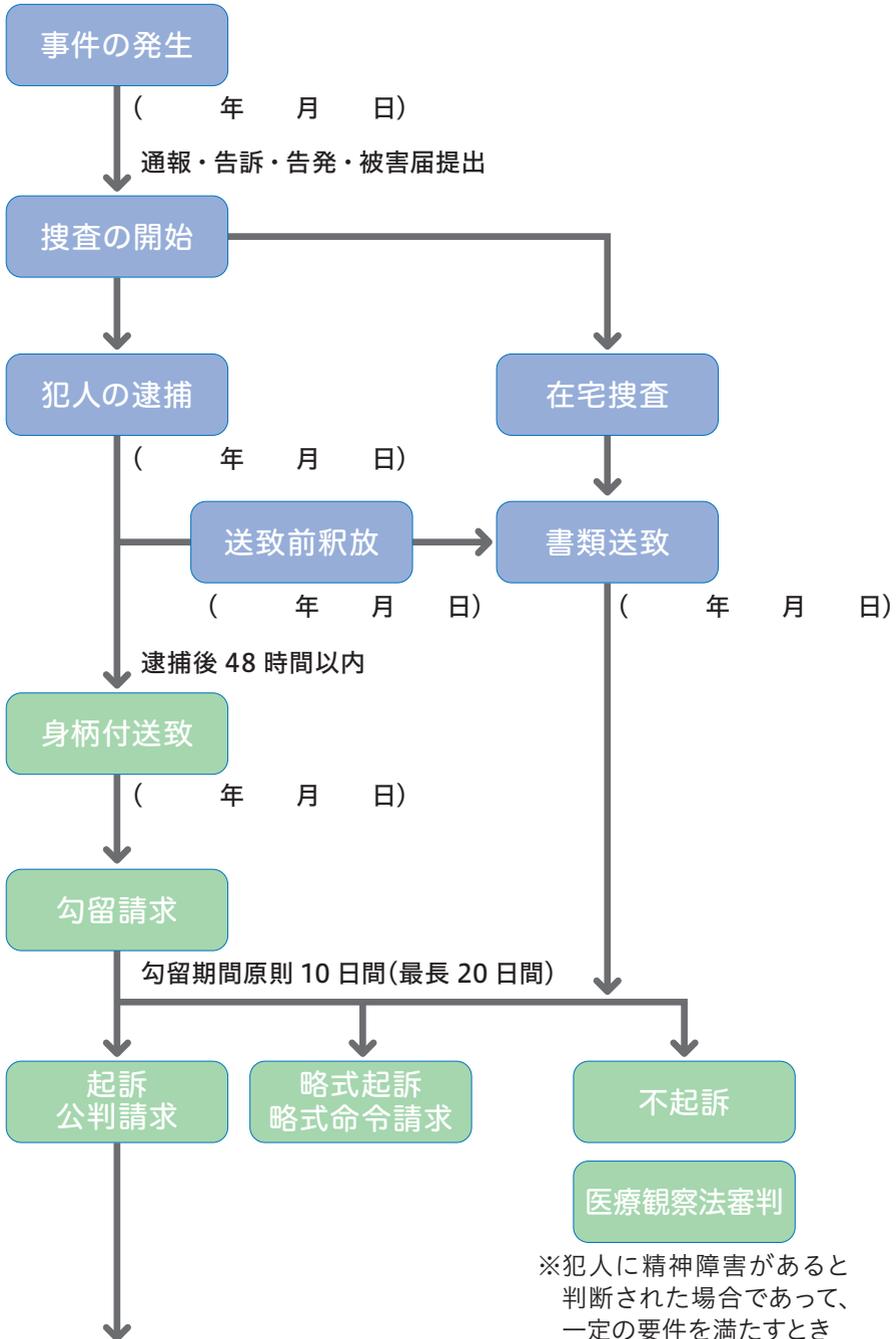
【利用できる主な制度】

- ☞ 仮釈放等審理における意見等聴取制度
- ☞ 保護観察中の者に対する被害者等の心情等聴取・伝達制度
- ☞ 被害者等通知制度

📖 更生保護における犯罪被害者等施策（更生保護（法務省）ホームページ）



【刑事手続の流れ】



公判前整理手続

※裁判員裁判などの場合
※検察官、加害者の弁護人の主張や
証拠の整理

公判

第1回公判期日 (年 月 日)

第2回公判期日 (年 月 日)

第3回公判期日 (年 月 日)

※公判の回数は裁判所が決定

冒頭手続

- 人定質問
- 罪状認否
- 検察官起訴状朗読

証拠調べ手続

- 検察官冒頭陳述
- 犯罪事実の立証 (証人尋問、被告人質問など)

論告・弁論

- 検察官の論告・求刑
- 弁護人の弁論

判決の宣告

控訴審

※高等裁判所への控訴があった場合

上告審

※最高裁判所への上告があった場合

判決確定

(年 月 日)

利用できる窓口や制度

- あなたの困っていること、相談したいことによって、それぞれの窓口にご相談してみましょう。
- どのようなことを、どの窓口にご相談するのか、できれば支援する人と一緒に考えましょう。

【注意事項】

- ☎は「電話番号」、🕒は「受付時間」を表します。
- 制度の利用に当たってはそれぞれ条件があります。詳しい内容は電話やホームページ（二次元コードからアクセスできます）でご確認ください。
- 「平日」は月曜日から金曜日で、土日のほか祝日・年末年始が除かれます。特に記載のあるもののみ、土日、祝日または年末年始の受付があります。
- 電話番号や受付時間は、特に記載のあるものを除き、令和7年2月末現在のものです
- 受付時間に変更となっている場合がありますので、ホームページ（二次元コードからアクセスできます）でご確認ください。
- フリーダイヤル（0120からはじまる電話番号）以外の電話の場合、通話料がかかります。
- #（シャープ）からはじまる電話番号は「全国共通ダイヤル」です。都県境で電話した場合、となりの他県の窓口につながる場合があります。

【犯罪被害等に関する相談窓口】

手続・内容	窓口・電話番号
犯罪被害者等のための総合相談 【東京都】 ▶ 3 ページ 	犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口 （公社）被害者支援都民センターと協働で設置 ☎ 03-3222-9050 ☎ 042-506-1042（多摩支所） 🕒 月・木・金 9:30～17:30 火・水 9:30～19:00 
性被害にあった方のための総合相談 【東京都】 ▶ 3～4 ページ 	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター （性暴力救援ダイヤル NaNa） （特非）性暴力救援センター・東京（ ^{サーチ} SARC 東京）と協働で設置 ☎ ^{はやくワンストップ} #8891 または 0120-8891-77（NTT ひかり電話の場合） ☎ 03-5577-3899 性暴力救援ダイヤル NaNa 子供・保護者専用性被害相談ホットライン ☎ 0120-333-891（無料・東京都内から発信するとき） ☎ 03-6811-0850（有料・東京都外から発信するとき） 🕒 24 時間 365 日 

手続・内容	窓口・電話番号
(前ページから続く)	LINE 相談「性被害相談窓口」 アカウント「相談ほっと LINE@ 東京」  月・水・金・土(祝日・年末年始を除く) 16:00~21:00(受付時間 20:30 まで) 
被害にあった方の日常生活 に関する相談 【区市町村】 ▶ 4 ページ	お住まいの区市町村 (犯罪被害者等のための総合的対応窓口)  ・  区市町村によって異なります。  「総合的対応窓口一覧」をクリックしてお住まいの 区市町村をお探してください。 
犯罪被害などに関する相談 【警視庁】	警視庁犯罪被害者ホットライン (犯罪被害によるこころの悩み相談) <small>さあいくならなやみゼロ</small>  03-3597-7830  平日 8:30 ~ 17:15 
	性犯罪被害相談電話 (全国共通ダイヤル) <small>ハートさん</small>  #8103  24 時間 365 日 
	警視庁総合相談センター  # 9110 または 03-3501-0110  24 時間 365 日 ※相談内容に応じて相談窓口などをご案内します。 
法律に関する相談 【弁護士会】 (東京弁護士会・第一東京 弁護士会・第二東京弁護 士会の弁護士が直接対応)	弁護士会犯罪被害者支援センター  03-3581-6666  平日 11:00~16:00 
	東京三弁護士会多摩支部 (犯罪被害者支援相談)  042-548-3870  火 13:00 ~ 16:00 ※第 1 火曜は原則女性弁護士が担当 
【法テラス】 (日本司法支援センター) ▶ 4 ページ	法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル <small>なくことはないよ</small>  0120-079714  I P 電話からは 03-6745-5601  平日 9:00 ~ 21:00、土 9:00 ~ 17:00(祝日、年末年始を除く) 
裁判・検察に関する相談 【東京地方検察庁】 (被害者ホットライン)	東京地方検察庁 (23 区内の事件)  03-3592-7611  平日 9:00 ~ 12:00・13:00 ~ 17:00 
	東京地方検察庁立川支部 (23 区外の事件)  042-548-5766  平日 9:00 ~ 12:00・13:00 ~ 17:00 
交通事故に関する相談	東京都交通事故相談所  03-5320-7733  平日 9:00 ~ 17:00 
	警視庁交通相談コーナー  03-3593-0941  平日 8:30 ~ 12:00・13:00 ~ 16:30 

手続・内容	窓口・電話番号
(前ページから続く)	<p>ナスバ交通事故被害者ホットライン (ナスバ ((独)自動車事故対策機構))</p> <p>☎ 0570-000738</p> <p>🕒 平日 10:00 ~ 12:00・13:00 ~ 16:00</p> <p>自動車事故被害者・遺族団体による相談窓口</p> <p>☎・🕒 団体によって異なります。</p> <p>👉 ご相談したい団体へご連絡ください。</p> <p>(公財)日弁連交通事故相談センター</p> <p>弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する相談窓口</p> <p>☎ 0120-078325</p> <p>🕒 平日10:00~19:00</p>
<p>ひき逃げ・無保険車の場合の政府の保障</p> <p>👉 自賠責保険の対象とならない「ひき逃げ」や「無保険」の事故にあった被害者に対し、他の社会保険給付や損害賠償責任者の支払によっても、なお被害者に損害が残る場合に法定限度額の範囲内で政府が損害を填補</p>	<p>国土交通省物流・自動車局安全政策課保障事業室</p> <p>自動車損害賠償保障事業</p> <p>☎ 03-5253-8111 (代表)</p> <p>請求窓口 (自動車保険を扱っている損害保険会社及び組合)</p> <p>※詳細は右の二次元コードからHPをご覧ください。</p>

【くらしや家のこと】

手続・内容	窓口・問合せ
<p>≪ 犯罪被害にあった方のための経済的支援 ≫</p>	
<p>見舞金の支給 ≪ 5 ページ ≫</p> <p>👉 犯罪被害にあった方などに見舞金を支給</p>	<p>犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口 (公社) 被害者支援都民センター</p> <p>☎ 03-3222-9050</p>
<p>転居費用の助成 ≪ 5 ページ ≫</p> <p>👉 犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合に転居等の費用を助成</p>	<p>☎ 042-506-1042 (多摩支所)</p> <p>🕒 月・木・金 9:30 ~ 17:30</p> <p>🕒 火・水 9:30 ~ 19:00</p>
<p>犯罪被害給付制度</p> <p>👉 殺人等の故意の犯罪行為によって、不慮の死を遂げた方のご家族、重傷病を負った方、障害が残った方に国が給付金を支給</p>	<p>警視庁犯罪被害者支援室</p> <p>☎ 03-3581-4321 (代表)</p> <p>🕒 平日 8:30 ~ 17:15</p>
<p>警視庁による経済的支援</p> <p>👉 被害事実を立証するための診断書料やその作成のために受診した診察料等を一定の条件の下に公費で支出</p>	<p>事件を担当する警察署</p> <p>👉 右の警察署一覧からお探しください。</p>

手続・内容	窓口・問合せ
犯罪被害者等に対する奨学金等の給与  生命・身体犯被害者の子弟等に奨学金（幼稚園等～大学院）を支給  犯罪により重篤な被害（捜査機関の認定があるもの）を受けた被害者等で特別な救済を行うべき理由がある方に支援金を支給	(公財) 犯罪被害救援基金  03-5226-1020  平日 9:30 ~ 18:00 
まごころ奨学金（預保納付金支援事業）  保護者又は本人が犯罪被害にあった家庭で高校以上の学校に通う子どもを対象に奨学金を給付	日本財団まごころ奨学金係  03-6229-5111（代表）  平日 9:00 ~ 16:00 
交通事故遺児等の奨学金制度  高校以上の学校に通うための学費を無利子で貸与（一部給付制度あり） 重い後遺障がいが残った場合も対象	(公財) 交通遺児育英会  0120-52-1286  平日 9:00 ~ 17:30 
交通遺児育成基金事業  満 16 歳未満の交通遺児が年齢に応じて損害賠償金などの一部を基金に払い込み、基金は3か月ごとに育成給付金（非課税）を支給	(公財) 交通遺児等育成基金  0120-16-3611  平日 9:00 ~ 17:00 
交通遺児等支援給付事業  自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮度の高い家庭に対し、越年資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金を支給	
《年金に関すること》	
遺族基礎年金・遺族厚生年金  被害にあった方が亡くなった場合に、その方によって生計を維持されていた方に年金を支給 	お住まいの区市町村（基礎年金のみの場合）またはお近くの年金事務所  ◎ 年金事務所一覧
障害基礎年金・障害厚生年金  被害にあつて障害を負い、障害等級表に該当する場合に年金を支給（基礎：1または2級、厚生：1～3級） 	
《福祉に関すること》	
生活保護制度  生活の困窮の程度に応じて保護費を支給 	お住まいの地域の福祉事務所 (区市：区役所・市役所、町村：西多摩福祉事務所または各支庁) 
生活困窮者自立支援制度  経済的困窮など様々な問題を抱えた方に相談・支援を実施（生活保護の対象者を除く） 	お住まいの地域の自立相談支援機関 (区市：区役所・市役所、町村：西多摩福祉事務所または各支庁) ◎ 相談窓口一覧をクリックしてお住まいの区市町村の自立相談支援機関をお探しく下さい。 
生活福祉資金貸付金  世帯の自立を図ることを目的とした低所得世帯などへの貸付 	お住まいの地域の社会福祉協議会 ◎ 社会福祉協議会一覧をクリックしてお住まいの区市町村の社会福祉協議会をお探しく下さい。 

手続・内容	窓口・問合せ						
有償家事援助サービス  サービスを提供する人と利用したい人同士で、地域において家事等（掃除、洗濯、買い物等）に関して相互に援助	お住まいの地域の社会福祉協議会など ① まずは区市町村の総合的対応窓口にご相談ください ② 介助・家事援助サービス実施団体 (23区)  (市町村) 						
各種手当 (障害児福祉手当、特別障害者手当、児童育成手当など)  被害にあった方やその家庭の状況に応じて、手当を支給	お住まいの区市町村 ※区市町村によって制度・サービス内容が異なる場合があります。 ① まずは区市町村の総合的対応窓口にご相談ください。 						
障害者・介護サービス  被害にあった方が、障害を負った場合や介護が必要となった場合に受けられるサービス（障害者・介護それぞれ認定が必要）	<table border="1" data-bbox="549 595 992 885"> <tr> <td data-bbox="549 595 770 691"> 障害者手当  </td> <td data-bbox="770 595 992 691"> 児童育成手当  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 691 770 786"> 障害者サービス  </td> <td data-bbox="770 691 992 786"> 介護サービス  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 786 770 882"> 子供の一時預かり  </td> <td data-bbox="770 786 992 882"> ファミリー・サポート・センター  </td> </tr> </table>	障害者手当 	児童育成手当 	障害者サービス 	介護サービス 	子供の一時預かり 	ファミリー・サポート・センター 
障害者手当 	児童育成手当 						
障害者サービス 	介護サービス 						
子供の一時預かり 	ファミリー・サポート・センター 						
子供の一時預かり  保護者の傷病等に伴い、緊急・一時的な保育が必要などときに、保育所等で児童を一時的に預かり							
ファミリー・サポート・センター  育児の手助けをしたい人と手助けを受けたい人同士で、地域において育児に関して相互に援助							
《しごと・学校に関すること》							
雇用・就労の相談	東京しごとセンター   03-5211-1571  平日 9:00～20:00、土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 東京しごとセンター多摩   042-526-4510  平日 9:00～20:00、土 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) お近くのハローワーク (公共職業安定所)  お住まいの区市町村 ① まずは区市町村の総合的対応窓口にご相談ください 						
転校等の相談	通っている学校または お住まいの区市町村教育委員会  ② 区市町村教育委員会						

手続・内容	窓口・問合せ
<p>教育相談一般・いじめに関する相談</p>	<p>東京都教育相談センター</p> <p>☎ 0120-53-8288</p> <p>🕒 24 時間 365 日</p> <p>24 時間子供 S O S ダイアル</p> <p><small>なやみいおう</small></p> <p>☎ 0120-0-78310</p> <p>🕒 24 時間 365 日</p>
<p>《住まいに関すること》</p>	
<p>都営住宅の優遇抽せん制度</p> <p>🏠 5・11月の家族向けの入居者募集で、犯罪やDVの被害にあった方を含む世帯が優遇抽せんのある地区に申込みした場合に、当せん確率が一般世帯の5倍となる制度</p>	<p>東京都住宅供給公社都営住宅募集センター</p> <p>☎ 03-3498-8894</p> <p>🕒 平日 9:00～18:00</p>
<p>住宅セーフティネット制度 (住宅確保要配慮者向け賃貸住宅)</p> <p>🏠 犯罪被害にあった方を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(セーフティネット住宅「東京ささエール住宅」)の登録促進や情報提供のほか、居住支援法人による部屋探しや生活相談などを実施</p>	<p>《制度に関する問合せ》</p> <p>① 東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課住宅セーフティネット担当</p> <p>☎ 03-5388-3320</p> <p>🕒 平日 9:00～17:00</p> <p>《セーフティネット住宅の検索》 セーフティネット住宅情報提供システム</p> <p>《居住支援法人への問合せ》</p> <p>① 「東京都居住支援法人一覧」をクリックしてご相談したい法人へご連絡ください。</p>
<p>《その他の相談窓口》</p>	
<p>女性、男性、DVに関する相談</p> <p>🏠 配偶者・交際相手からの暴力に関する相談</p> <p>🏠 女性の悩みに関する相談</p> <p>🏠 男性の悩みに関する相談 など</p>	<p>東京ウィメンズプラザ</p> <p>《一般相談》</p> <p>☎ 03-5467-2455</p> <p>🕒 毎日(年末年始を除く)9:00～21:00</p> <p>《DV専用ダイヤル》</p> <p>☎ 03-5467-1721</p> <p>🕒 毎日(年末年始を除く)9:00～21:00</p> <p>※英語・中国語・韓国語・タイ語・タガログ語に対応(火・木・金13:00～16:00 ※祝日・年末年始を除く)</p> <p>《DVに関するLINE相談》 アカウント「ささえるライン@東京」</p> <p>🕒 毎日(年末年始を除く)14:00～20:00</p>

手続・内容	窓口・問合せ
(前ページから続く)	<p>≪男性のための悩み相談≫  03-3400-5313   月・水・木 17:00～20:00 土 14:00～17:00(祝日・年末年始を除く)</p> <p>東京都女性相談支援センター (23区) ≪本所≫ (23区居住の方)   03-5261-3110  平日 9:00～21:00 土・日・祝日・年末年始 9:00～17:00</p> <p>≪多摩支所≫ (多摩地域・島しょ地区居住の方)  042-522-4232  平日 9:00～16:00</p> <p>≪LINE相談≫ アカウント 「女性は一とふる LINE @東京」   平日 14:00～20:00</p> <p>お住まいの地域の女性、DV相談 区市町村相談先一覧 </p> <p>DV相談プラス (内閣府) <small>つなぐはやく</small>  0120-279-889   24時間 365日  ≪メール相談≫ (メール相談)  24時間 365日 ※令和7年4月以降、ホームページでご確認ください。 ≪チャット相談≫ (チャット相談)   毎日 12:00～22:00</p> <p>女性の人権ホットライン (東京法務局) <small>070のハートライン</small>  0570-070-810 (ナビダイヤル)  03-5363-3071  平日 8:30～17:15 ≪インターネット相談≫   24時間 365日</p>
<p>ひとり親家庭に関する相談  ひとり親家庭 (母子家庭・父子家庭)、 寡婦及びその関係者に対し、生活相談、 養育費相談、離婚前後の法律相談、面会 交流支援等 </p>	<p>「東京都ひとり親家庭支援センター はあと」  03-6272-8720   月・土・日・祝日 9:00～17:30 火～金 9:00～20:30 ≪メール相談≫   24時間 365日</p>
<p>子供に関する相談  子供や子育てに関する相談  児童虐待に関する相談 など</p>	<p>お住まいの地域の子供家庭支援センター または児童相談センター・児童相談所  ① 子供家庭支援センター  ② 児童相談センター・児童相談所</p>

手続・内容	窓口・問合せ
(前ページから続く)	児童相談所虐待対応ダイヤル 全国共通ダイヤル  189(いちはやく)  24時間 365日 
	東京子供ネット  0120-874-374  平日 9:00 ~ 21:00 土・日・祝日 9:00 ~ 17:00(年末年始を除く) 
	東京都児童相談センター 4152(よいこに) 電話相談  03-3366-4152  平日 9:00 ~ 21:00 土・日・祝日 9:00 ~ 17:00(年末年始を除く) 
	こどもの人権 110 番(東京法務局)  0120-007-110  平日 8:30 ~ 17:15 <<インターネット相談>>  24時間 365日 
	若者に関する相談  若者とその家族等の人間関係、不安、孤独、非行などに関する相談 など
思春期特有の健康上の悩み(性に関することを含む)の相談  都内に在住、在学、在勤の中学生以上の10代の方を対象に看護師等の専門職が対応	とうきょう若者ヘルスサポート(わかさぼ) <<電話相談>> <small>みんなによりそう</small>  0120-372-463  月~金 15:00 ~ 20:00 土・日 9:00 ~ 14:00(元日を除く) <<メール相談>> 受付は随時、回答時間は下記のとおり  月~金 15:00 ~ 20:00 土・日 9:00 ~ 14:00(元日を除く) <<対面相談>>  月~金 15:00 ~ 20:00 土・日 9:00 ~ 14:00(元日を除く) ※各相談の窓口時間は令和7年4月1日から 【会場】 福祉局 HP をご確認ください。 

手続・内容	窓口・問合せ
<p>性自認及び性的指向に関する相談</p>	<p>Tokyo LGBT 相談 <<電話相談>>  050-3647-1448  火・金 18:00～22:00 <<LINE相談>> アカウント名 「LGBT相談@東京」  月・水・木 17:00～22:00 (受付は21:30まで)</p>  
<p>ネット・スマホでのトラブルに関する相談</p> <p> 青少年やその保護者、学校関係者などのインターネットやスマートフォンでのトラブルに関する悩みの相談</p>	<p>東京都「こたエール」 <small>インターネットなみやゼロに</small>  0120-1-78302  月～土 15:00～21:00 (祝日・年末年始を除く) <<メール相談>> (メール相談)  24時間365日 <<LINE相談>> アカウント「相談ほっとLINE@東京」  月～土 15:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)(LINE相談)</p>   
<p>インターネット上の誹謗中傷に関する相談</p>	<p> 相談者自身で行う削除依頼の方法などにつき専門の相談員が迅速にアドバイス</p> <p>違法・有害情報相談センター（総務省支援事業） Webフォームを通じた相談受付</p>  <p> 相談者自身で行う削除依頼の方法などにつき助言</p> <p>東京法務局（支局を含む） 常設相談所 みんなの人権110番  0570-003-110（ナビダイヤル）  平日 8:30～17:15 <<インターネット相談>>  24時間365日</p>   <p> ネット上の誹謗中傷に対して、掲載されているサイトを利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行う</p> <p>一般社団法人セーフアーインターネット協会 誹謗中傷ホットライン (削除依頼対応のみ。相談は受け付けていません) インターネットで受付</p> 
<p>「インターネットにおける人権侵害」に関する相談</p> <p> インターネットにおける書き込みなどにより人権侵害に当たると思われる問題に関する相談</p>	<p>東京都人権プラザ <<SNS(LINE)相談>>  月・木・金 16:00～22:00 (受付は21:30まで) (1日1回程度60分以内) ※原則、都内在住、在勤、在学の方を対象 アカウント名「インターネットにおける人権侵害相談@東京」</p> 

手続・内容	窓口・問合せ
(前ページから続く)	<p>《法律相談》 面接・オンライン相談(要予約) 予約☎ 03-6722-0124 🕒 木(毎月第4木曜日を除く) 13:00～16:00(40分以内) </p> <p>電話相談(予約不要) ☎ 03-6722-0126 🕒 毎月第4木曜日 13:00～16:00(15分以内) ※原則、都内在住、在勤、在学の方を対象</p>
外国語による相談	<p>東京都外国人相談 (FRAC)</p> <p>《英語》  ☎ 03-5320-7744 🕒 平日9:30～12:00・13:00～17:00</p> <p>《中国語》  ☎ 03-5320-7766 🕒 火・金9:30～12:00・13:00～17:00</p> <p>《韓国語》  ☎ 03-5320-7700 🕒 水9:30～12:00・13:00～17:00 ※令和7年4月以降、法律相談については ホームページでご確認ください。</p> <p>(公財) 東京都つながり創生財団 東京都多言語相談ナビ (TMC Navi) ※やさしい日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、タガログ語、ベトナム語、ヒンディー語、ネパール語、フランス語、インドネシア語に対応(詳しくはホームページをご確認ください。) ☎ 0120-142-142  🕒 平日 10:00 ～ 16:00</p>

【からだやこころのこと】

手続・内容	窓口・問合せ
からだやこころの問題に関する相談 (精神保健相談)	お住まいの地域の保健所または保健センター ◎ 保健所・保健センター 
こころの問題に関する相談	東京都立精神保健福祉センター (千代田、中央、文京、台東、墨田、江東、豊島、北、荒川、板橋、足立、葛飾、江戸川の区部東部13区・島しょ地域)  03-3844-2212  平日 9:00 ~ 17:00  東京都立中部総合精神保健福祉センター (港、新宿、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、練馬の区部西南部10区)  03-3302-7711  平日 9:00 ~ 17:00  東京都立多摩総合精神保健福祉センター (多摩地域)  042-371-5560  平日 9:00 ~ 17:00  東京都夜間こころの電話相談  03-5155-5028  毎日 17:00 ~ 22:00 (受付は 21:30 まで) 
医療機関のご案内  医療機関・夜間休日診療医療機関などの情報を提供	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」  03-5272-0303  24 時間 365 日  外国語による医療情報サービス ※英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語に対応  03-5285-8181  毎日 9:00 ~ 20:00 
高額療養費制度  医療費の自己負担額(1か月間)が一定額(自己負担限度額)を超えた分を高額療養費として支給	ご自身が加入している公的医療保険の窓口 ≪国民健康保険≫ ◎ お住まいの区市町村・国民健康保険組合にご相談ください。
第三者行為による傷病届  交通事故など他人(第三者)の行為が原因となったけがや病気について、加害者が負担する治療費を一時的に給付(その後、公的医療保険から加害者へ治療費を請求)	≪後期高齢者医療制度≫ ◎ お住まいの区市町村にご相談ください。 ≪その他(健康保険組合・協会けんぽ・共済組合など)≫ ◎ お勤めの職場などにご相談ください。

手続・内容	窓口・問合せ
<p>各種医療費助成 (自立支援医療、(精神通院)ひとり親家庭等医療費助成制度など)</p> <p>☞ 被害にあった方やその家庭の状況に応じて、医療費を助成</p> 	<p>お住まいの区市町村 ◎ まずは区市町村の総合的対応窓口にご相談ください。</p> 

【捜査や裁判などのこと】

手続・内容	窓口・問合せ
<p>無料法律相談 ≪ 5 ページ ≫</p> <p>☞ 犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士が直接電話に应对し、その必要に応じて面接による相談を無料で実施</p> 	<p>弁護士会犯罪被害者支援センター</p> <p>☎ 03-3581-6666</p> <p>🕒 平日 11:00 ~ 16:00</p>  <p>東京三弁護士会多摩支部 (犯罪被害者支援相談)</p> <p>☎ 042-548-3870</p> <p>🕒 火 13:00 ~ 16:00</p> 
<p>DV等被害者法律相談援助制度</p> <p>☞ DV・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている方などに対し、資力にかかわらず再被害の防止に必要な法律相談を実施</p>	<p>法テラス (日本司法支援センター東京地方事務所) 犯罪被害者支援ダイヤル</p> 
<p>犯罪被害者法律援助 (日弁連委託援助) ※資力要件あり</p> <p>☞ 刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する際の弁護士費用等を援助</p>	<p>📞 <small>なくことないよ</small> 0120-079714</p> <p>📞 IP電話からは 03-6745-5601</p> <p>🕒 平日 9:00 ~ 21:00、土 9:00 ~ 17:00 (祝日・年末年始を除く)</p>
<p>被害者参加人のための国選弁護制度 ※資力要件あり</p> <p>☞ 裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担</p>	
<p>被害者参加旅費等支給制度</p> <p>☞ 被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費等を支給</p>	
<p>民事法律扶助制度 ※資力要件あり</p> <p>☞ 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあったとき、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用を立替え</p>	

手続・内容	窓口・問合せ
<p>被害者参加制度における弁護士費用の助成 ≪ 5 ページ ≫ ※資力要件あり</p> <p>☞ 刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に弁護士費用（着手金）を助成（被害者参加人のための国選弁護制度の対象の場合を除く）</p> 	<p>弁護士会犯罪被害者支援センター</p> <p>☎ 03-3581-6666</p> <p>🕒 平日 11:00 ~ 16:00</p> <p>≪ 制度に関する問合せ ≫</p> <p>📍 東京都総務局人権部被害者支援連携担当</p> <p>☎ 03-5388-2589</p> <p>🕒 平日 9:00 ~ 17:00</p> 
<p>刑務所、少年院収容中の加害者に関する相談</p> <p>☞ 被害に関する心情、被害者の置かれている状況、受刑・在院中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、希望に応じて受刑中・在院中の加害者に伝達</p> 	<p>東京矯正管区成人矯正第二課</p> <p>☎ 048-600-1500（代表）</p> <p>☎ 048-854-8850（専用電話）</p> <p>🕒 平日 8:30 ~ 17:15</p> <p>矯正施設（刑務所、少年院又は少年鑑別所）</p> <p>🕒 平日 8:30 ~ 17:00</p> 
<p>保護観察中の加害者に関する相談</p> <p>☞ 被害に関する心情、保護観察中の加害者の生活・行動に対する意見を聴き、希望に応じて、保護観察中の加害者へ伝達する制度や相談等の受付</p> 	<p>東京保護観察所犯罪被害者等相談室</p> <p>☎ 03-3597-0132</p> <p>🕒 平日 9:30 ~ 17:00</p> <p>地方更生保護委員会・保護観察所</p>
<p>一般的な法律問題に関する相談</p>	<p>お住まいの区市町村（法律相談窓口）</p> <p>📍 まずは区市町村の総合的対応窓口にご相談ください。</p> 

【犯罪被害者等団体・自助グループ】

手続・内容	窓口・問合せ
<p>犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体</p>	<p>犯罪被害者団体等紹介サイト （警察庁ホームページ）</p> 

 ✖

- このノートは、東京都総務局人権部ホームページからダウンロードできます。

Tokyo 被害者支援ノート



と検索してください。



- ご自由にお使いいただけますが、無断転載はご遠慮ください。
- このノートを拾われた方は、お手数ですが東京都総務局人権部人権施策推進課までお知らせください。

T o k y o 被害者支援ノート

登録番号 (6) 76

令和7年3月

編集発行 東京都総務局人権部人権施策推進課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-2589

協 力 途切れない支援を被害者と考える会
一般社団法人関東交通犯罪遺族の会 (あいの会)
警視庁犯罪被害者支援室
公益社団法人被害者支援都民センター
特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京

印 刷 大東印刷工業株式会社
〒131-0033 東京都墨田区向島三丁目35番9号
電話 03-3625-7481

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

